

医療・介護間における電子的な情報連携に係る議論の整理

令和8年7月23日（木）

健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ
介護情報利活用ワーキンググループ

第1 はじめに

我が国においては、2040年に向けて、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するとされており、医療と介護の切れ目ない情報連携の必要性が高まっている。

厚生労働省においては、医療DXの推進の一環として全国医療情報プラットフォームの構築を進めている。その構成システムである、医療に関する情報を取扱う電子カルテ情報共有サービスについては令和8年度冬頃を目処に全国的な運用開始、介護に関する情報を取扱う介護情報基盤については令和8年度以降に準備が整った自治体から、順次運用開始することが想定されている。

電子カルテ情報共有サービス及び介護情報基盤においては、医療又は介護の領域で完結する情報から連携することとされてきたが、医療等情報利活用ワーキンググループでの議論、介護情報利活用ワーキンググループでの議論、それぞれの議論の中で、医療・介護間の情報連携も今後検討を進めることとされてきた。本とりまとめは、今般行った合同ワーキンググループにおける議論を踏まえ、全国医療情報プラットフォームを通じた、医療・介護間における電子的な情報連携の方向性について整理したものである。

第2 全国医療情報プラットフォームを通じた医療・介護間での電子的な共有について

○ 本ワーキンググループ（合同）において、全国医療情報プラットフォームを通じて、医療・介護間での電子的な共有を進める文書について議論した。

○ 医療・介護の情報連携は不可欠かつ重要であり、段階的に導入していくことが現実的かつ合理的な対応であること等から、一定の国が示す標準（記載）様式を踏まえた電子的な（連携）仕様の検討がなされている、

- ・ 診療情報提供書（退院時サマリーを含む。）
- ・ 訪問看護指示書・計画書・報告書

から優先的に共有を開始する方向で実装を進めることが適当である。

○ また、標準化については更なる検討が必要であるが、共有項目に係る一定の様式が存在し、実用性が高いと考えられる

- ・ リハビリテーションに関する計画書（医療）（介護）
- ・ 入院時情報提供書等

についても実装に向けた検討を進めることが適当である。

○ その他に、歯科医療機関や薬局が関係する文書や情報に加え、別途、電子的な様式の検討が進められている看護及び栄養管理等に関する情報についても、医療等情報利活用ワーキンググループ等における検討を踏まえつつ、医療介護連携の仕組みについて、現状の実態を踏まえた検討を進めるべきである。

○ なお、医療介護連携に係る検討を進めるに当たっては、

- ・ 情報の共有は、段階的に、かつ検証しながら進めていく必要があること
- ・ 生じるコストや負担なども踏まえながら検討を進める必要があること
- ・ 国民や医療従事者、介護従事者に適切に、わかりやすく周知を行っていく必要があること

についても指摘された。

第3 関連事項について

本ワーキンググループ（合同）における議論の過程で、上記の他に以下のような点が指摘された。

- ・ 情報共有・連携に当たって、医療・介護現場双方において、セキュリティに配慮して適切に運用する必要があるのではないか。
- ・ 情報共有・連携に当たって、現場における活用を支援するマニュアルも必要になるのではないか。
- ・ 情報共有・連携に当たって、既存の運用も踏まえつつ同意取得の方法等についても整理するべきではないか。
- ・ 医療介護連携によって発生する国民への利点を、国民へ丁寧に説明する必要があるのではないか。

第4 終わりに

厚生労働省においては、本ワーキンググループ（合同）で示された方向性、示された課題等を踏まえ、関係制度との整合性及び既存の情報基盤の整備状況を勘案しつつ、医療・介護間の円滑な情報連携の実現に向けた制度設計及びシステム実装の具体化を着実に進めていく必要がある。